

## 歯科遠隔連携診療に関する基本的な考え方

(令和6年3月 日本歯科医学会)

### 1. はじめに

今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要がある。特定機能病院や大学病院等、専門性の高い歯科治療を提供可能な医療機関（以下、「専門性を有する医療機関」とする。）は都市部に集中しており地域による医療格差があるが、地域在住の高齢者が遠方の高次医療機関へ継続的に通院することは困難となることも多い。

情報通信機器を用いて、かかりつけの歯科医師等と遠隔地の専門性を有する医療機関の歯科医師が連携することにより、口腔がんの術後や難治性口腔疾患の患者に対して専門性を有する歯科医師による継続的な経過観察等を行うことが可能となり、再発や病変の変化の早期発見や早期治療につながる。情報通信機器の活用による連携を適切に実施するため、「歯科遠隔連携診療」に関する基本的な考え方を作成する。

### 2. 歯科遠隔連携診療

専門性が求められる疾患の患者の診療において、かかりつけの歯科医師等の患者が継続的に通院しやすい地域の歯科医療機関の歯科医師と遠隔地にある専門性を有する医療機関の歯科医師が事前に診療情報共有を行った上で、情報通信機器を用い連携して診療を行う。

### 3. 歯科遠隔連携診療の必須条件

歯科遠隔連携診療は、口腔がんの経過観察等が必要な患者が近隣の歯科医療機関を受診した際に、当該歯科医療機関のかかりつけの歯科医師等と、専門性を有する医療機関の歯科医師が情報通信機器を活用することで、連携して診療を行う。

情報通信機器を用いた診療を行うにあたり、通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）と口腔環境を映すカメラなどの十分な体制を整備する。特に口腔粘膜の観察においては、粘膜の色調や表面性状が観察できるのに適した歯科用口腔内カメラを併用することが望ましく、深部や舌側（口蓋側）の観察では十分な光量が得られるように歯科用ユニットに設置されている汎用歯科用照明器をはじめとする照明器の使用が必要である。また、映像を確認する機器は、9インチ以上のタブレット型端末機や映像モニターで、解像度は720×480ピクセル以上であることを推奨する。

#### 4. 保険診療の対象患者

- 1) 口腔領域の悪性新生物での経過観察等の専門的な医療を必要とする患者
- 2) 口腔軟組織の疾患（難治性のものに限る。）での専門的な医療を必要とする患者
- 3) 薬剤関連顎骨壊死の経過観察等の専門的な医療を必要とする患者

#### 5. 歯科遠隔連携診療の流れ

患者が実際に受診する歯科医療機関において、かかりつけの歯科医師等は次の流れで診療を行う。

- 1) 口腔外科の専門性が求められる疾患を有する患者の診察を行う際に、専門性を有する医療機関の歯科医師が情報通信機器を用いて同時に診療することに対して患者の同意を得る。
- 2) 診療を行う前に、専門性を有する医療機関の歯科医師と情報を共有し、診療内容について予め相談する。
- 3) 患者が実際に受診する歯科医療機関と専門性を有する医療機関とが情報通信機器を介して診察できる環境を準備する。
- 4) 口腔内カメラ等を用いて患者の口腔内を撮影し、情報通信機器を介して共有された口腔内を、専門性を有する医療機関の歯科医師と共に診査する。この際に、対面で診療を行っている歯科医師は、必要な情報を専門性のある歯科医療機関の歯科医師に共有する。
- 5) 4) において各歯科医師が得られた情報をもとに、連携して疾患の診断及び評価を行う。
- 6) 遠隔地にいる専門性を有する医療機関の歯科医師と共に、患者に対して病状や治療方針の説明、療養上必要な指導を行う。また、必要に応じて追加の検査等を行う。
- 7) 診療の結果、専門性を有する医療機関における対面による診療の必要性があると判断された場合には受診を指示する。